

第五十八回

帝國議會貴族院 盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和五年五月一日(木曜日)午前十時八分 開會

●委員長(伯爵二荒芳徳君) 只今ヨリ本委員會ヲ開催イタシマス、前回ニ引續キマシテ、御質疑ノアル御方ハ當局ニ御質問ヲ願ヒタイト存ジマス

●山岡萬之助君 前回ノ委員會ニ於テ、私ノ質問ニ對シテ政府ヨリ御答辯ニナッテ居リマス所ニ依リマスレバ、第一條ノ第一項ノ規定スル所ハ、舊刑法ノ三百十五條ヨリモ狭イモノデアル、斯ウ云フコトデアッテ、現行刑法三十六條第一項、其事ヲ御答ヲシタノデハナイ、斯ウ云フ御説明デアッタノデアリマス、併シ舊刑法第三百十五條及其他ノ防衛ニ關スル舊刑法ノ規定ハ一括セラレマシテ、刑法ノ三百六條第一項ハ出來テ居ルノデアリマスカラ、而モ其文字ガ極メテ廣イ規定ニナッテ居ッテ、舊刑法ヨリモ防衛行爲ハ非常ニ廣ク認メラレテ居ルノデアリマス、故ニ舊刑法ノ三百十五條ノ範圍内ニ於ケル規定デアルト云フコトヲ御認メニナル以上ハ、現行刑法三十六條ハ當然此案ノ第一號ヲ包括シテ居ルコトニナルノデアリマス、デアリマスカラ、私

ハ此案ノ第一號ノ規定スル所ハ、現行刑法第三十六條第一項ニ當然包括シテ居ルモノデアル、斯ウ云フ意味ノ御尋ヲシタ譯デアルノデアリマス、ソレカラ更ニ其後ニ此第ニ條第一號ヲ研究シテ見タノデアリマス、實ハ此案ハ第一條ガ法規トシテハ一番大切ナモノニナラウト思フノデアリマス、二條三條以下ニナリマスルト刑罰ノ力ヲ以テ犯罪ヲ防遏スルト云フコトニ過ギマセヌノデアリマス、第一條ハ現行刑法典ノ其規定ヲ解釋シテ行クコトニナリマスノデアリマスカラ、是ノ規定スル所ガ適當ナリヤ否ヤニ依ッテ、將來防衛權ノ消長ニ關係ヲスルノデアリマス、ソコデ之ヲ考究シテ見マスルト云フト、一つノ疑問ガ生ジタノデアリマス、ソレハ政府ノ御説明ニナル所ノ舊刑法三百十五條ヨリモ、此第一條第一號ハ狭イト云フ、確カニ狭イノデアリマス、ソコデ舊刑法ノ例ヘバ三百十五條ノ條文ト對比イタシマスト云フト、大變ニ狭クナッテシマウ、舊刑法ノ例ヘバ三百十五條ノ第三號デアリマス、ソレガ此案第一條第一號デタル時、斯ウ云フコトガ舊刑法三百十五條ハ盜犯ヲ防止シ又ハ盜賊ヲ取還スルニ出デ

本文ノ方ハ舊刑法ニ於テハ「左ノ諸件ニ於テ已ムコトヲ得サルニ出テ人ヲ殺傷シタル者ハ」云々ト書イテアル、本文ノ方ノハ「諸件ハ已ムコトヲ得サルニ出テ」ト云フコトヨリ外ハ何モナイ、即チ舊刑法ニ於テハ已ムヲ得ザルニ出テ、盜犯ヲ防止シ、又ハ盜賊ヲ取還スルニ出デタル場合ニ於テ、已ムヲ得ズ之ヲ爲シタルモノデアルトナリマス、遠イ所デアルカラ追カケテ行クコトモ間ニ合ハヌカラ、遠クカラテ取還スルニ出テタル時、人ヲ殺傷スルコトヲ得、斯ウ云フ意味ノ條文ニナリマス、然ルニ此案ニ依リマスレバ、「自己又ハ他人ノ生命、身體又ハ貞操ニ對スル現在ノ危險ヲ排除スル爲」盜犯ヲ防止シ又ハ盜賊ヲ取還セントスルトキ」云々、斯ウナル、サウスルト舊刑法ヨリモ非常ニ狭イモノニナッテシマヒマシテ、例ヘテ申セバ、建物ガ二ツアル、犯人ハ一ツノ建物ニ入ッテ泥棒シテ居ル、被害者ハ別ノ建物ニ居テ、遠クノ距離カラ眺メテ居ルノデ犯人ガ其處ニ入ルコトモ出來ナイ所ノ假リニ障壁ガアルトスルト、物ヲ持ッテ逃ゲルカラ擊殺スヨリ仕方ガナイノデ擊殺ス、斯ク假定スルト云ト、此案ノ規定デハ防衛ニハナラヌノデアカラ、三十六條第一項ニ依レバ、私ノ今説明シタヤウナ、建物ガ二ツアルヤウナ場合ニ於テハ、明ラカニ是ハ無論無罪デアル、ソレガ此案ニ依ルト云フト有罪デアルト云

ブノヂヤ、ドウモ、立法ノ趣旨ニ私ハ合致シナイト思ヒマス、其他ノ例ニ行シテ第一號ヲ考ヘマスト、矢張リ同ジコトニナリマス、建物内ニ侵入シテ來ル人間ハ家宅侵入罪デアリマスカラ、堀ノ内ニ入ルト之ニ向シテ防衛ヲシテモ宜イ譯デアル、堀ニ登リ始メタ人間ヲドウシテモ入レナイヤウニスルト云フノデ、身體ニ傷害ヲ與ヘテモ已ムヲ得ナイ行動ナラバ何デモ宜イ譯デアル、所ガ此案ニ依リマスルト、自分ノ生命、身體、貞操若クハ他人ノ生命、身體又ハ貞操ニ現在ノ危險ガ生ジタ場合ダカラ、堀ノ上ニ登リカケタカラ直ニ自分ノ生命、身體、貞操ニ害ガアルト云フ、現在ノ危險ガアルト云フコトガ果シテ言ヒ得ルデアラウカ、非常ニ疑問デアリマス、デ此案ヲ適用スルト云フト舊刑法ノ三百十五條ヨリモ大變狭クナッテ、現行刑法ヨリモ第一項ガ非常ニ狭クナルト云フノデ、ソコデニ一項ト云フモノガ出來テ來テ、第二項ニ依シテ神心喪失ノヤウナモノヲ無罪デアルト解釋シナケレバ無罪ニナラナイ、所ガ單純ニ常識論ヲ以テスレバ、ドッヂニカ無罪ニスルト云フ論ガ出ルカモ知レマセヌガ、裁判ト云フコトニナリマシテ、此條文ヲ第一項ノ本文ハドウ云フ條件、第一號第一號、第三號ハドウダト云

ブコトヲ、段々ニ法規ヲ研究シテ來ルト云フト、ナカノムツカシクシテ參ルナラバ、立法ノ趣旨ト云フモノハサッパリ立タヌノデアリマスカラ、ソコノ邊ガ少クトモ舊刑法ノ三百十五條ヨリモ單純デナケレバナラヌ、本文ヲ、已ムヲ得ザルニ出デテ左ノ場合ニ於テ殺傷シタル者ハ之ヲ罰セズ、少クトモ其位ニナラナケレバナラスト思ヒマスガ、ソレニ付テ先ヅ一應御説明ヲ請ヒタイト思ヒマス。

◎政府委員(泉一新熊君) 只今御質問ノ點ニ付キマシテモ、立案上相當ニ研究ヲ致シマシタ結果、此案ノヤウニナシタノデアリマス、私が昨日、本案第一條ハ舊刑法三百十五條ヨリモモット狭クナッタモノデアルト云フコトヲ申上げマシタノハ、御手許ニ差上げテアリマス参考書ニ舊刑法ノ規定ガアリマスガ、参考書ノ一頁ノ三百十五條ヲ御覽下サイマスト、其處ニハ「財產ニ對シ放火其他暴行ヲ爲ス者ヲ防止スルニ出テタル時」ト云フノガ一號ニアリマス、ソレヲ此案デハ除イタノデアリマシテ、サウ云フ場合ハ他ノ生命身體ニ對スル場合ト同ジヤウニ、現行刑法三十六條ノ原則デ行ケバ宜シイ、此案デハ最近ノ狀況ニ照シテ最モ必要ナ場合、

最モ迷ヒヲ防衛者ノ方面カラ見テ生ズルヤウナ場合ヲ想像シテ、教科書的ニ書クト云フダケデ、必要ニ應ズルコトガ出來ルノデアル、從シテチヨット泥棒ヲ防グ爲ニ殺シテモ宜イト云フヤウナコトハ、已ムヲ得ザルニ出デタルモノトハ言ヘナイモノデアルト云フ解釋ヲシテ居ルノデアリマス、是ハ故ノ勝本博士デアリマス、又今日ノ刑法學ノ一法ノ泰斗ト見ラレテ居ル帝大ノ教授ノ如キモ、同様ノ說ヲ唱ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ最近ニ於キマシテハ歐羅巴諸國ニ立案リマス、只今山岡委員ハ必要デサヘアレバ財產ヲ……、盜犯ヲ防止スル爲ニ人ヲ殺傷シタッテ、ソレハ正當防衛ニナルコトハ當然ダト仰シヤイマシタ、ソレハ山岡委員ノ學者トシテノ御見解ヲ基礎ニ致シマスレバ、思ヒマス、又私モ一個ノ學者トシテノ……共通リ御考ヘニナッテ居ルコトハ御尤ダトテアリマス参考書ニ舊刑法ノ規定ガアリマスガ、参考書ノ一頁ノ三百十五條ヲ御覽下サイマスト、其處ニハ「財產ニ對シ放火其他暴行ヲ爲ス者ヲ防止スルニ出テタル時」ト云フノガ一號ニアリマス、ソレヲ此案デハ除イタノデアリマシテ、サウ云フ場合ハ他ノ生命身體ニ對スル場合ト同ジヤウニ、現行刑法三十六條ノ原則デ行ケバ宜シイ、此コトノアリマスル或學者ノ如キモ、「已ムコトヲ得ス」ト云フノハ決シテ私共ノ考ヘテ

ウ、斯ウ云フコトカラシテ此形ヲ採ルコトニナッタノデアリマス、是デ大體只今ノ御質問ニ對シテノ御答ハ致シタコトニナルト思フノデアリマス……

◎山岡萬之助君 私ノ例ヲ擧ゲタヤウナ場合ハドウ云フモノニナルデセウカ、本案ニ依リマスレバ……

◎山岡萬之助君　只今泉二政府委員ノ御説明ニナリマシタヤウニ、竊盜ガ這入ッテ來タ、此法律デハ最早防衛權ガナイノデアリマス、物取りニ來タ人間ニ對シテ防衛權ヲ與ヘルヤウニ此法律ヲ規定シテ置キ、サウシテ物取りニ來タ竊盜ニ對シテ防衛權ガナイト云フ法解釋ヲスルナラバ、何ヲ苦ンデ斯ウ云フ法律ヲ作ル必要ガアルカ、斯ウ云フ結論ニ當然歸スルノデアル、更ニ進ンデ今度強盜ノ例ニ付テ御伺ヒシタイ、強盜ノ場合ニ於テ彼ハ常ニ人ノ貞操ヲ害スルモノデハナイ、ソレハ事實デアル、強盜ト云フモノハ暴行脅迫ヲナシマシテ人ノ自由ヲ侵害スル、ソレガ強盜ノ本質デアル、人ノ生命、身體、貞操ヲ害スルト云フコトハ、強盜ノ本質デナインデアリマス、暴行脅迫ヲ以テ財産ヲ強取スルト云フノガ強盜デアリマス、サウスルト云フト強盜ノ本質カラ來レバ此條文ニ依ツテ防衛權ガ行使出來ナイ、強盜デアルカラ強盜ニ限り防衛權ヲ行使スルト云フコトハ出來ナイ、此條文デハ立法ノ根本義ト云フモノハ私ハ外レルト思フ、デアルカラシテ強盜ヲ防止スル爲ニ立テル時ニハ、ドウシテモ此條文ガ……少クトモ竊盜ノ場合

ハ別トシテ、ソレハ現行刑法ノ三十六條デ
假ニ宜イトシテ、私ハ宜イトハ思ヒマセヌ
ガ、強盜ノ場合ニハ此條文カラ拔ケルト云
フコトニナッタラ、ソレハ全ク此立法ト云フ
モノハ何ニモナラヌト思フ、サウシテ強盜
ト云フモノヲ之ニ入レヤウトルノデアリ
マスルナラバ、自己又ハ他人ノ生命、身體、自
由、貞操ニ對スル現在ノ危險ヲ排除スル、
斯ウナツテ來ナケレバドウシタッテ這入リヤ
ウガナイ譯デアリマス、ダカラシテ此形ニ
於テ行キマシテモ、本文ニ於ケル所ノモノ
ヲ個人ノ權利ニ對スル現在ノ危險ヲ排除ス
ル爲ニ、斯ウナレバソレハ總テノ場合ガ殆
ド這入ルト思ヒマスケレドモ、斯ノ如ク狹ク
シテシマウト云フト往々ニシテ這入ラナイモ
ノガ出來テ來ハシナイカト思フノデアリマス、
左様ナ次第アリマスカラ必要性トカ妥當
性トカ云フコトニ倣^ツテ見解ガ分レテ居ツテ、
是故ニ茲ニ已ムコトヲ得ザルト云フ意味ヲ說
明スル爲ニ、本文ノ他人ノ生命、身體、貞
操ニ對スル現在ノ危險ヲ排除スルト、斯ウ
云フコトヲ書カレタト御話ニナル以上ハ、
斯ウ云フ窮屈ナコトヲ御書キニナラヌデ、
即チ此法律ハ盜犯防止ヲ極ク人ニ分ルヤウ
ニ書カウト云フ譯デアリマスカラ、必要性
ト云フコトデ不都合デアルナラバ、妥當性

ト云フコトヲ文字ニ現ハシタラ宜イ、相當ナル程度ニ於テ云々トカ幾ラモ書キ様ガアラウト思ヒマス、而シテ獨逸ノ刑法ニ於ケラ此参考書ノ二頁ノ五十三條ノヤウニイツソ寧ロ現行刑法三十六條第一項ヲ書直シタ方ガ單純デ宜イト思フ、現行刑法三十六條ノ本文ノ第一項ハ其儘トシテ第二項ヲ此ヤウニ書直シタラ大體含ンデシマウト思フ、是ハ第二段ノ問題トシテ御尋ネスルノデアリマスガ、第一段ハ強盜ノ場合ニ、強盜ノ本質トシテ來タ場合ニ於テハ、此條文ニ依ッテ、此案ノ第一條ニ倣ラナイト云フコト、次ニハ今ノ妥當性、相當性ト云フコトヲ以テ此第一項ヲ御示シニナツタ方ガ適當デハナイカ、其點ニ對スル御所見ヲ御伺ヒシタトニナシテ初メテ問題ニナル、サウ云フ問題アルトイケマセヌガ、本條ノ第一項ハ犯人ヲ殺傷シタト云フコトガ非常ニ重要ナ問題デアルト云フコトヲ御注意ヲ願ヒタイ、泥棒ヲ防グ爲ニ殺傷マデシテ宜イカト云フコトニナシテ初メテ問題ニナル、サウ云フ問題デアリマス、ダカラ泥棒ガ二軒ノ家ニ……泥棒ガ一軒ノ家ニ入テ居ル、其奴ヲ防グ爲ニ已ムヲ得ナイトキニ正當防衛ガ出來ナイ

カト云フ御尋ネガアリマシタガ、ソコニ初メテ問題ガ起ルガ、殺傷ト云フコトニ至ラナイ程度ノ防衛ヲスルト云フコトハ總テ此第三十六條ノ規定デ行クノデ、正當防衛ガ出來ナイト云フ風ニ御答ヘシタ趣意デハアリマセヌカラ、ソコハ誤解ノナイヤウニシタイノデアリマス、ソレデ殺傷ヲシテモ尙ホ斯ウ云フ條件サヘアレバ正當防衛ト認メルノダゾト云フコトヲ言ハウト云フノデ、強盜ノ場合ニ、強盜ガ身體ニ對シテ、例ヘバ強盜殺傷、刑法二百四十條デアルトカ、二百四十一條デアルトカ云フヤウナ強盜ヲスル、或ハ二百三十六條ノ普通ノ強盜デアリマシテモ、身體其モノニ對シテ暴行ヲシテ來ルト云フ場合ニ於テ、ソレ相當ノ防衛ヲスルト云フコトハ、兎ニ角是ハ刑法ニ於テ認メテ居ル事柄デアルノデアリマス、併シ強盜デモデス、單ニ脅迫ヲシタ、サウスルト云フト直グソレヲ打殺シテ宜イカドウカト云フコトハ是ハ疑問ニナルガ、ソレハ打殺シテモ宜イゾト云フコトヲ此處ニハッキリ書イテアル、サウ云フコトニナルノデアリマス、ソレカラ第二段ト致シマシテハ、サウ云フ獨逸ノ刑法ノ五十三條見タヤウニシテアルヤウナ場合ニ防衛者ガ躊躇スルコ

トナク、是デ正當ノ防衛ガ出來ルト云フ理
解ヲ持ツガ爲ニハ、斯ウ云フ風ナ具體的ニ
スル方ガ適當デアル、抽象的ノ規定デハ面
白クナイノデアルト云フコトカラ此案ガ出
テ居ルノデアリマスカラ、獨逸ノ見タヤウ
ニシヤウト云フ考ヘハナイノデアリマス
●山岡萬之助君 只今政府委員ノ御答ニナ
リマシタノハ其前段ノ強盜ニ關スル點デア
リマスガ、強盜ガ被害者ノ身體ニ對スル現
在ノ危險ノ行動ヲ執ツタ場合ニハ、ソレハ勿
論第一條デ防衛權ガ成立ツガ、是ハ問題ニ
ハナラナイ、私ハソレダカラシテ強盜ノ本
質的ニ來テ、暴行脅迫ノ態度ニ強盜ガ出デ
タ、身體ヲ傷害スルトカ云フヤウナコトハ
勿論ナク、今一ツ最モハッキリシタコトヲ申
シマスレバ脅迫ダケデス、脅迫ダケヲシタ
時ニ防衛權ガ成立タヌコトハ、是ハ私ハ此
條文デ成立タヌモノナリト考ヘマス、即チ
金ヲ出セ、金ヲ出サナケレバ殺スゾト言ヘ
バ、ソレガ直ニ身體ニ對スル現在ノ危險ト
云フコトニナリマスカ、私ハナラヌト思フ、
此點ヲ伺フノデアリマス、更ニ防衛權ハ此
本案ニ依レバ殺傷スルノデアルカラ非常ニ
重イカラ、ソレデ此條文ハヤカマシクスル
必要ガアルト云フ、斯フ云フ御説明デアリ
マスガ、ソレヲ伺ヒタイ、防衛權ヲ行使ス

傷スルト云フコトガ先ヅ其大體ヂヤナイカト
思フ、防衛權ヲ行使スルト云フコトヲ、殺傷
ニマデ行カナイト云フコトナラバ、是コソ
ハ規定ハ要ラナイト思フ、人ノ物ヲ取ル、
取戻シタカラト云々テ所有權ノ發動デアル、
家宅ヘ入ッテ來タ者ヲ押出シテシマウ、是モ
家宅權ノ擁護デ當然ダ、權利ノ本質カラソ
レガ出來ル、其權利ノ本質カラ來ナイ場合
ニ殺傷スル、此場合ニ初メテ刑法ノ規定ノ
防衛權デ行カナケレバナラヌ、本體カラ行
ケバ殺傷ト云フヤウナコトニ行カナケレバ
何ニモ意味ヲナサヌト思フ、ソレヲ防衛權
ノ最モ特別ナル場合デアルト云フ御説明デ
アリマスガ、私ハソレハサウ思ハヌノデス
ガ、其點ハ如何デスカ、防衛權ヲ行使スル
ト云フ權利ノ本質カラ來ナイ場合ニドンナ
暴行ガアルノデスカ、ソレモ伺ヒタイ

拘ラズ慌テテ居リタ爲ニソレヲ本當ノモノ
デアルカノ如ク考ヘタナドト云フ場合デア
リマスト云フト、第二項ノ問題ニナルト思
フノデアリマス、又此玩具ノ「ピストル」
ハアルノダケレドモ、如何ニモ巧ミニ出来
テ居ル、一見被害者ノ方デハソレヲ恐怖シ
タノデモ、狼狽シタノデモナイノダガ、普通ノ
判断ヲシテモソレガ本當ノ「ピストル」デア
ルト云フ風ニ見エタ、サウ云フ場合デアリ
マスト之ヲ脅迫ノ侵害ト見ルカドウカト云
フコトハ學說ガ分レテ居ル、是ハ此法律ノ
解釋ト致シマシテモ刑法ノ解釋ト致シマシ
テモ、同ジヤウニ各種ニ學說ガ分レテ居ル
ヤウデアリマス、私ハサウ云フ場合ニ普通
ノ人ノ判断ヲ以テシテモ、ソレヲ眞ノ「ビス
トル」ト見ラレタヤウナ狀態デアルナラバ、
ソレハ眞ノ「ピストル」ヲ以テヤッタノト同
ジヤウニ見テ眞ノ脅迫ト見ル、斯ウ云フ解
釋ヲ採^シテ居リマス、ソコハ詰リ各ミ意見
ノ相違カモ知レマセヌ、ソレハ唯意見ノ相
違デアルト云フコトヲ、若シ相違ガアレバ
申上ゲルヨリ仕方ガナイノデアリマス、又
一方ノ説カラ申シマスト云フト、ソレヲ正
當防衛トハ見ナイデ、所謂誤想防衛デアル、
眞ノ脅迫、眞ノ侵害ガナイノダケレドモ、

ソレヲ眞ノ脅迫ト誤想シテヤッタ、サウ云
フ行爲デアルカラ誤想防衛デアッテ、本當
ノ正當防衛ニハナラヌケレドモ、犯罪ノナ
イ所ノ防衛デアルト云フコトニ解釋シヤウ
ト云フコトニナッテ居リマス、其問題ハ特ニ
此法律ニ付テノ問題デハナカラウト思フノ
デアリマス、私ハサウ云フ一般ノ問題マデ
ズット進メテ行キマスト云フト、正當防
衛……刑法ニ書イテアル正當防衛ノ一般ノ
條件ニ對スル總テノ學說上、爭ヒノアル問
題マデモ委員ト政府委員トノ間ニ、斯ウ學
究的ノ討論デモヤラヌケレバナラヌヤウナ
風ニナッテ行キハシナイカト云フコトヲ處
レマスガ、サウ云フ風ノ問題ハマア成ルベ
ク一ツ避ケテ貴ヒタイト思ッテ居リマス
●山岡萬之助君 今御説明ニナッタコトハ、
ドウモ理解方出來ヌノデアリマス、サウシ
テ學說上ノコトハ私ハ避ケマス、泉二政府
委員ハ刑法ニ廣ク御研究ニナッテ居リマス
方ダカラ、ドウモ御答モ學說ノ範圍ニ這入ッ
テ、誤想防衛ノ範圍ダトカ或ハドウトカ云フ、
其方ニ御答ヘガナルノデアリマスガ、私ハ
少シモ學說ヲ土臺ニシテ居リマセヌ、提案
居ルノデ、ソコデ現在ノ危險ト云フコトハ

現實ニ存シテ居ラナケレバナラヌ、被害者ノ方デ思ヒ違ヒシタコトハ、現在ノ危險ト云フコトハ言ヘナイト私ハ思フ、ソレダカラ其現在ノ危險ト云フコトハ抑、何ヲ言フノデアルカト云フコトヲ伺ヒマス、決シテ學究ナント云フコトノ議論ハ一ツモナイ、此處ニ出シテアル法文ヲ的確ニ解釋スルト云フコトハ必要デアル、其條文カラ、現行刑法三十六條トノ關係ヲ的確ニシテ置クト云フコトハ必要デ、ソレダケヲ承ハッテ居ルノデアリマス、議論セムガ爲ニ議論シテ居ルノデナイカラ、ソコヲ一ツサウデナイヤウニ御承知ヲ願ヒタノデアリマス、ソコデ今ノ伺ッタ點ハ玩具ノ「ピストル」ヲ持ッテ居ルト、被害者ノ方デ考ヘレバ、第一條ノ一項ニ這入ルシ、被害者ノ方デ、ソレガ眞ノ「ピストル」ナリト考ヘレバ第一條ノ二項ニ這入ルト云フ意味デアル、サウ云フ場合ニハ第二項ニ行クト云フ意味デアリマスカ、私ノ考ヘル所ニ依レバ、現在ノ危險ト云フコトハ、何ト見テモ現實ニ……ソコニ誰力ラ見テモ現實ニ危險ガナケレバナラヌ、ソレガ此場合ニ於テハ、外ノ條件ニ關係ナシニ、殺傷シテモ差支ナイト云フヤウニ、政府委員ノ御説明デハ此條文ハナルト思フノデアリマス、ソレデアリマスカラ、已ムヲ得

ザル場合トカ、人ヲ殺傷シタトカ云フコトヲ言ハヌダケガ、一般ノ防衛上ノ行爲ト變テ解釋ガ出來ルコトニナル、ソコデ犯人デナイ被害者ノ方デ、ソレガ爲ニ恐怖驚愕モシタト云フナラバ、二項デ以テ防衛權ハ成立チマセウガ、一項ノ防衛ニ於テハサウ云フ場合ガ成立タヌデハナイカ、現實ノ危險、現在ノ危險ト云フコトハ、矢張り現實存シテ居ラナケレバナラヌ、斯ウ思フノデアリマス、其點ダケ伺ヒタイ

リマシテ、ソコハ詰リ立法ノ際ニ總テノ此學說上ノ意見ノ相違ヲ全ク無クスルヤウナ立法ハムツカシイノデアリマシテ、ドンナニ書イテ置イテモ矢張リサウ云フ意見ノ相違ハアルノデアリマシテ、ソレハ判例ニ委スヨリ仕方ガナカラウト思フノデアリマス、私ハ兎ニ角普通一般ノ、大體ノ考カラ申シマスト云フト、巧ミニ裝ハレテ居テサウンテソレガ本當ノ「ビストル」ト同ジヤウニ、誰ガ見テモ其時ニハ見エルト云フ狀態ナレバ此中ニ入ルト云フ說ヲ採ッテ宜シイト思フテ居ルノデアリマス

申シマスト云フト、巧ミニ裝ハレテ居テサウンテソレガ本當ノ「ビストル」ト同ジヤウニ、誰ガ見テモ其時ニハ見エルト云フ狀態ナレバ此中ニ入ルト云フ說ヲ採ッテ宜シイト思フテ居ルノデアリマス

●委員長(伯爵二荒芳徳君) チヨット申上

ゲマス、只今ノ山岡委員カラノ御話ニ對シテ泉二政府委員カラ、種々學說ニモ瓦ツテ御答辯ノヤウデアリマス、山岡委員ハ斯クスクノ條文ニ對シテハ、政府當局ガ此法律案ヲ提出シテ、政府トシテドウ解釋ヲシテ居ルカト云フコトヲ御聽キニナッテ居ル譯デハアリマセヌカ

●山岡萬之助君 サウデス

●委員長(伯爵二荒芳徳君) サウデアリマスナラ例ヘバ……、ツツキニ御聽キニナッテ戴イタラドウデスカ、サウシテヲ如ニ政府ガ見ルカ、又此條文ハ斯ウ云フ所ガ缺ケテ居ルヤウニ見エルケレドモ、此缺

ケテ居ル所ハドウ補フカ、若クハ其缺ケテ居ル所ハ缺ケテ居ル所トシテ、此法律案デ暫ク此程度デ其缺ヲ補ヒ得ルト思フト云フ、斯ウ云フ御答辯ノ程度デ宜シイデヤナイスカ、一ツツキニ御質問ヲ戴キ、是ニ政府委員ガ御答ヘニナルヤウニ致シテハドウデスカ

●山岡萬之助君 段々分ッテ來マシタ

●花井卓藏君 ドウデセウ……速記ハ止メテ下サイ

●委員長(伯爵二荒芳徳君) チヨット速記ヲ止メテ下サイ

〔速記中止〕

●委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ始メ

●山岡萬之助君 只今泉二政府委員ノ御答ニナッタ玩具ノ「ビストル」ト思ッテ居タ場合ニ、被害者ノ方デソレハサウデナイ、其初メハ玩具ノ「ビストル」ヲ本當ノモノニシテ殺傷スルト云フト第二項ニ當ルノデ、サウデナクトモ誰ガ見テモ餘リ巧ミデ、即チ裁判官ガ見テモ成程其時ニ被害者ガ見テ本當ノ「ビストル」ダト思フタノモ無理ガナイト、斯ウ云フコトニ判断セラレルヤウナ状況デアッタナラバ、ソレハ寧ロ一項ニ入レテ

云フ御説明デアリマシタガ、ソレガ即チ二項ノ現在ノ危険アルニ非ズト雖モ行爲者ガ云々ニ依ッテ現場ニ於テ犯人ヲ殺傷スル、「現

在ノ危険アルニ非ズト雖モ」ハサウ云フ場合ヲ想像シナケレバ出テ來ナイト思フ、固

テ居ルノデスケレドモ、何方ニナッタ所ガ兎ニ角罰セヌト云フ點ニ於テハ同様ダラウト思フ

●山岡萬之助君 其點ハ其邊ニ止メマシテ、次ニ第二條以下ニ結局瓦リマスガ、

●政府委員(泉二新熊君) 是ハ御尤ノ御質問ト思ヒマスガ、此案デモ少年法ノ適用ヲ排除スル者ヘハ少シモナイ、詰リ短期ヲ、斯ウ云フ場合ニハ重クスルト云フダケノ話デアリマスカラ、此刑期ノ範圍内ニ於テ、少年法ニ依ッテ十八歳未満ノ者ニ對シテハ不定期刑ヲ言渡ス、斯ウ云フコトニナルカ

點ヲ誤解シテ客觀的ニ見レバ事實ハナイ、併シ被害者ノ方デ、即チ防衛權ヲ行使シタ

方カラ見レバドウモ危険ニ感ジタ、斯ウ思場合ガ來ル、即チソコニ「現在ノ危險ア

ルニ非ズト雖モ」ガ的確ニ當嵌マルヤウニ思ヒマス

●政府委員(泉二新熊君) ソレハ御解釋通

リニナッテ宜イグラウト思ヒマス、私ハデスネ、サウ其被害者ノ方デ本當ノモノダト思ヒマシテ、玩具デアッテモ何時デモ一項ニ當ルト云フコトヲ申上ゲタノデハナクテ、極ク恐怖、驚愕、興奮、又ハ狼狽等ノ爲ニ

當ルト云フコトヲ申上ゲタノデハナクテ、

テ止メテ下サイ

●委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ始メ

●委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ始メ

●山岡萬之助君 只今泉二政府委員ノ御答ニナッタ玩具ノ「ビストル」ト思ッテ居タ場合ニ、被害者ノ方デソレハサウデナイ、其初メハ玩具ノ「ビストル」ヲ本當ノモノニシテ殺傷スルト云フト第二項ニ當ルノデ、サウデナクトモ誰ガ見テモ餘リ巧ミデ、即チ裁判官ガ見テモ成程其時ニ被害者ガ見テ本當ノ「ビストル」ダト思フタノモ無理ガナイト、斯ウ云フコトニ判断セラレルヤウナ状況デアッタナラバ、ソレハ寧ロ一項ニ入レテ

云フ御説明デアリマシタガ、ソレガ即チ二項ノ現在ノ危険アルニ非ズト雖モ行爲者ガ云々ニ依ッテ現場ニ於テ犯人ヲ殺傷スル、「現

在ノ危険アルニ非ズト雖モ」ハサウ云フ場合ヲ想像シナケレバ出テ來ナイト思フ、固

テ居ルノデスケレドモ、何方ニナッタ所ガ兎ニ角罰セヌト云フ點ニ於テハ同様ダラウト思フ

●山岡萬之助君 其點ハ其邊ニ止メマシテ、次ニ第二條以下ニ結局瓦リマスガ、

●政府委員(泉二新熊君) 是ハ御尤ノ御質問ト思ヒマスガ、此案デモ少年法ノ適用ヲ排除スル者ヘハ少シモナイ、詰リ短期ヲ、斯ウ云フ場合ニハ重クスルト云フダケノ話デアリマスカラ、此刑期ノ範圍内ニ於テ、少年法ニ依ッテ十八歳未満ノ者ニ對シテハ不定期刑ヲ言渡ス、斯ウ云フコトニナルカ

申上ダタイト思ヒマスガ、不定期刑ニハ必ずソレニ伴テ之ヲ如何ナル場合ニ釋放スルト云フコトヲ決定スル爲ニ、委員會ノ如キモノヲ作ラナケレバナラヌ、サウスレバ其委員會ヲ維持シテ行ク費用ト云フモノガ要ルノデアリマスカラ、是亦豫算ニ關係ガアルノデアリマス、從テ不定期刑ヲ設ケルト云フコトハ、主義ニ於テハ私ハ甚ダ贊成シテ居ルノデアリマス、之ヲ言明スルノニ少シモ躊躇イタシマセヌケレドモ、今日ノ財政狀態ハ皆ナ御承知ノ通リノ譯デアリマスカラ、豫算ノ關係ヲ顧慮セズシテ不定期刑ニ向ツテ邁進スルト云フ程ノ勇氣モ持ツテ居ラヌノデアリマス、無論財政ニ餘裕ガアレバ不定期刑トイフモノノ制度ヲ設クルト云フコトニ、私ハ少シモ異存ノナイノミナラズ、其實行ヲ見ル爲ニハ力モ盡シテ見タイト考ヘテ居リマス

考へナケレバ出來ナイト云フ事柄ニナッテ
ハ面白クナイカラ、サウ云フコトナシニ、
刑法ハ主義トシテ不定期刑ヲ採用スル考へ
ナリヤ、刑法立法ノ際ニハ此主義ヲ採用ス
ルヤ否ヤ、而シテ然リト云フ答ヲ得タイノ
デアリマス

●國務大臣（子爵渡邊千冬君） 私ハ少
シ……

●花井卓藏君 チヨット待ッテ下サイ、速記
ヲ止メテ……

●委員長（伯爵二荒芳徳君） 速記ヲ止メ
テ……

〔速記中止〕

●委員長（伯爵二荒芳徳君） 速記ヲ止メ
テ……

●國務大臣（子爵渡邊千冬君） 只今花井委
員カラ御質問ノアリマシタ刑法法典編纂ノ
場合ニ不定期刑ノ制度ヲ採用スルコトニ付
テ政府ハドウ云フ考ヲ持ッテ居ルカ、斯ウ云
フ御尋ガアッタノデアリマスケレドモ、不
定期刑ノ制度ヲ採用スルコトニ少シモ異存
ハナイト云フコトヲ茲ニ言明ヲ致シテ置キ
マス、ソレカラ正當防衛權ノ規定ヲ作ル場
合ニ必要性ヲ相當性ニ變ヘルコトニ付テモ
異存ハアリマセヌ

◎山岡萬之助君 花井委員ト政府トノ間ノ質問應答デ不定期刑ノコトハ大體本員理解イタシマシタガ、唯私ハ今一ツ御答ヲ得テ置キタイ點ガアル、常習者ノ處置トシテ條文ハ三條ホカアリマセヌケレドモ、蓋シ之ニ依ッテ扱ハレル所ノ刑務所ニ收容サレル人員ニ付テハ非常ナ大キナ數ニナラナケレバナラヌ、ソレデアリマスルカラシテ此法文ノ効キト云フモノハ、是ハモウ、ナカク廣イノデアリマス、サウナリマスルト云フト豫算ガ無イカラ、マア暫ク刑法改正マデ待ッタ方ガ宜イト云フコトニナルノデアリマス、勿論不定期刑ヲ施行イタシマスルニハ色ミノ點ニ於テ豫算ノ多少要ル點ハ是ハ當然ト存ジマスケレドモ、少年法ヲ既ニ施行シテ不定期刑ヲ宣告シ、而シテソレヲ現實動カシテ居ル、デ不定期刑ト云フモノハ今日我國ニ於テ最早實驗ト云フモノモ或度合マデ出來テ來タ、サウスルト云フト此常習者ニ對シマシテハ三年以上ト云フ強イ刑ヲ科シテ、而シテドレダケノ不定期刑ニシマスカ、五年位ニ處分シマスカ、斯ウ云フ風ニナルト云フト、恐ラク不定期刑ト云フモノハ其邊マデ大抵ノ場合ガ間ニ合ツテ來ル、サウシマスレバ不定期刑ヲ以テ宣告

イタセバ、行刑ノ衝ニ當ル人ハ、ソレガ適
當ニ改善サレタト認メレバ釋放スレバ宜イ
シ、改善サレヌト見レバソレ迄置イテ置ク、
定期刑ニナルト云フト改善サレタト思ッテ
モ假釋放ノ條件ニ適ハナケレバ出スコトガ
出來ナイ、又ドウモは今出シテハ困ルト
思ッテモ期間ガ來レバ必ズ出サナケレバナ
ラヌ、此點ダケデモ既ニ法律ヲ改ヌテ、行
刑ノ衝ニ當ル者ニ斟酌サセルコトガ量刑
上最モ適當デアル、サウ云フ次第デアリ、
且ツ今日累犯者ノ行刑ト云フモノハ司法大
臣ノ御説明ニ依ッテモ別ノ場所デヤッテ居ル
ノデアリマスカラ、其中ニ定期刑、不定期
刑、斯ウニツニ分ケレバ宜イ譯デアル、サ
ウシテ今申上ダマシタヤウナ非常ナ便宜ナ
動シ方ガ出來ルノデアリマス、今日ノ行刑
ハ私申上ゲル迄モナク、全ク改善主義ヲ執ッ
テ居リマスル以上ハ、法制ノ上ニ於テ、ソ
レダケノコトヲ現ハシテ置クト云フコトガ
纏テ刑法ヲ改正シ豫算ヲ得テ行ク前提ト
ナシテ、其場合ヘ行シテ尙ホ一步進ンダ實效
ヲゲル所ノ準備トナルト私ハ考ヘル、今
日ノ豫算ノ範圍内ニ於テモ可ナリノ效果ア
ル仕事ガ出來ルト私ハ思フノデアリマス、
政府ノ御考ハドンナモノデセウカ

ドウ云フコトニナッテ行クグラウカ、平均期
間ガドノ位ニナルダラウカト云フコトハ、
只今確實ニ豫測ハ出來マセヌガ、從來ノ經
驗カラ申シマスト云フト、ドウモ短期ガ三
年ト云フ場合ニ、ソレヨリズット長ク五年
ト云フモノガ平均ニナルダラウト云フコト
ハ、チヨット私ハ豫想シナイノデ、マア五年
平均ニハナルマイト思ヒマス、今マデノ三
年未滿デアッタモノガ五年迄ノ平均ニナラ
ウトハ考ヘテ居リマセヌ、今マデ三年以上
ノモノハソレ迄デアリマスガ、今マデ三年
未滿デアッタモノガ五年マデ行カウト云フ
コトニハ考ヘ得ラレナイノデアリマス、ソ
レカラ此規定ガドレ程、其間ニ適用サレル
カト云フコトモ實ハマダ確實ニ豫測ハ出來
マセヌ、ト申シマスルノハ茲ニ「常習トシ
テ」ト云フ條件ガカブサッテ居リマシテ、此
常習性ノ認定ハ裁判所ノ自由裁量ニ任サレ
テ居ルノデアリマス、サウシテ殊ニ第三條
ヲ見マスト云フト、既ニ三回以上六月ノ懲
役以上ノ刑ニ處セラレタ者ガ、今度犯罪ヲ
シテモ當然常習者トハ見ナイ、外國ノ立法
例デアリマスレバ、斯ウ云フ場合ハ當然常
習ト認定スルコトニナッテ居リマスケレド
モ、此案デハサウナッテ居ラナイ、矢張リ第

三條ノヤウナモノニ對シテモ、常習者デアルカ否ヤト云フコトハ裁判所ガ認定スルトニフコトニナツテ居リマス、餘程常習性ノ強イ者デナケレバ此法律ノ適用ハシナイコトニナルダラウト思ヒマス、ソコデサウ云フ常習性ノ強イ者デアリマスト云フト、假ニ不定期刑ニ致シマシテモ、サウ早ク出セルモノデハナイダラウト思ヒマス、サウ云フ常習性ノ強イ者デアッテモ、尙ホ早ク出セルトスレバ三分ノ一ノ假釋放デ行ク餘地ガアルノデアリマス、三年トスレバ假釋放ハ一年デ御承知ノヤウニ出來ル譯デアリマス、其以下デ出セルヤウナ者ニ對シテ、常習者トシテ此法律ヲ適用スルコトハ恐ラク無カラウト思フノデアリマス、デサウ云フ見地カラ致シマシテ、ソレハ不定期刑ノ方ガ私共ハ希望デハアリマスケレドモ、此法律ノ適用ノ範圍ニ於テハ不定期刑ニシナイカラト云ッテ、非常ニ困ルト云フコトモナカラウト思フ、要スルニ此法律ト致シマシテハ御手許ニ差上ゲテ置キマシタ参考書ノ一番終リノ方ニアリマスルヤウニ、窃盜トカ、強盗トカ云フモノガ刑務所ヲ出テカラ再犯ヲシテ刑務所ニ再び入ッテ來ルモノハ窃盜ハ八箇月ト十三日デ繰返ス、強盜ハ十一箇月ト二十一日デ繰返スト云フ狀態デ、

是デハ社會ノ脅威ニナルカラ、モウ少シ長
クシナケレバナルマイト云フコトガ寧ロ必
要デアツタノデアリマス、マア大體サウ云
ラ此定期刑ニシテ假釋放ヲ許スト云フヨリ
モ以上ニ、モット短クシテ出セルモノガアリ
ハセヌカト云フコトヲ氣遣フ必要ハナイノ
デハアルマイカ、ソレカラ更ニ一方ニ於キ
マシテハ兎ニ角、今日ノ財政狀態デハ不定
期刑ヲ採用スルト云フコトニナレバ、費用ガ
掛ケテ困ルデアラウト云フコトハ先程モ申
上ガタ通リデアリマス、今日ノ少年法ハ御
承知ノヤウニ不定期刑ヲ採ッテ居リマスケ
レドモ、アレガ適當ニ今日行ハレテ居ルカ
ト申シマスト云フト、實ハ少年法ヲ全國ニ
施クコトガ出來ナイ、豫算ノ關係上今デハ
御承知ノヤウニ東京ト大阪ノ二箇所シカナ
イ、アンナ風ダッタラバ、初メカラ全國ニ
少年法ヲ施行スルコトガ出來ル時期ヲ待ツ
テ施行スル方ガ寧ロ宜カッタ、今日ハ二箇所
ダケ施行サレテ居ル、不完全デチヨット動キ
ガツカヌヤウナ狀態デアル、全國不畫一狀
態デアル、矢張リ是等モ豫算ノ關係上已ム
ヲ得ナイト云フコトデ其儘ニナッテ居ル、是
ハ山岡委員ガ刑事局長、行刑局長時代カラ
矢張リモット全國ニ擴ゲタイト云フ御考ガ

カッタ、今日モムツカシイ状態ニアルノデ、
淘ニ困ッテ居ルノデアル、ノミナラズ刑務委
員會ト云フ言葉ハ……サウ云フ言葉ヲ使テ
テ宜イカドウカ知リマセヌガ、兎ニ角、亞
米利加アタリデヤッテ居リマスルノハ「パロ
ールボード」ト云フモノガアリマス、サウ
云フ制度ヲ今度新ラシク不定期ヲ設クル場
合ニハ、矢張リ設置シナクチャナルマイト
云フコトヤ、ソレカラ更ニ教化設備ヲ充實
シナケレバ今日ノ懲デ不定期制ヲ一般的ニ
採用シテ行クト云フコトハ兎ニ角無理デア
ラウ、兎ニ角暫定的法律トシテ當分忍ブコ
トニシヤウト斯ウ云フコトガ此定期刑デ滿
足シタ理由デアリマス

艦、急設網艦、海防艦、砲艦、ソレカラ驅逐艦、潛水艦、ソレカラ運送艦、碎氷艦、

測量艦、標的艦、練習特務艦等ガ此艦ト云

フ中ニ入ルコトニナッテ居ル、ソレカラ軍艦

ニ積ンデ居ル「ランチ」ノヤウナモノ、ア、

云フモノハ軍艦ノ一部デアルケレドモ、ア

レガ軍艦ヲ離レテ獨立シタラバ軍艦トハ言

ハナイ、但シソレハ國際禮儀上、軍艦旗ヲ立

テテ行ケバ「ランチ」デモ軍艦ト同様ナ取扱

ヒヲ受ケルト云フコトニナリマスケレド

モ、獨立シテ行ケバ艦ノ種類ニ這入ラナイ、

斯ウ云フコトデアリマス

●委員長(伯爵二荒芳徳君) 速記ヲ止メ

〔速記中止〕

國務大臣

司法大臣 子爵渡邊 千冬君

政府委員

司法省刑事局長 泉二 新熊君

關 直彦君

山岡萬之助君

大津淳一郎君

男爵渡邊 修二君

富谷鉄太郎君

花井 卓藏君

芳徳君

委員長 伯爵二荒

副委員長 花井 卓藏君

護立君

子爵曾我 祐邦君

候爵細川

マシテハ可決イタシマシタ、本日ハ是ニテ
散會イタシマス

午前十一時四十二分散會

出席者左ノ如シ

- 委員長(伯爵二荒芳徳君) 御異議ナイト
認メマス、ソレデハ本案ハ本委員會ニ於キ
御賛成ノ御意思ノ發表ガアリマシタガ……
〔賛成異議ナシト呼フ者アリ〕
- 委員長(伯爵二荒芳徳君) 花井委員カラ
御賛成ノ御意思ノ御異議ナシト呼フ者アリ
〔賛成異議ナシト呼フ者アリ〕
- 委員長(伯爵二荒芳徳君) 御異議ナイト

昭和五年五月一日印刷

昭和五年五月一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局